

令和2年6月18日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会
農 林 部 会 長 西 尾 友 宏
(公印省略)

羽島用水土地改良区 用排水路利用許可申請における基準の変更について (周知)

羽島用水土地改良区より令和2年7月1日付で、同土地改良区あての用排水路利用許可申請において、最終柵の構造についての基準を下記の通り変更する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

この変更は、令和2年7月1日以降になされた申請について適用され、それ以前の申請については従来通りの基準により審査を行うとのことです。

同土地改良区の用排水路利用許可申請の業務受託、遂行にあたっては、下記変更に留意するようにしてください。

記

	変更前	変更後(※R1.7.1 申請以降)
一般住宅	柵寸法 250 角以上 泥だめ 300mm 以上	柵寸法 250 角 もしくは 300φ 以上 泥だめ 150mm 以上
上記以外 (集合住宅・店舗等)	柵寸法 450 角以上 泥だめ 300mm 以上	柵寸法 450 角以上 泥だめ 150mm 以上

※赤字が変更点